

科目名	通信法Ⅱ Telecommunications Law II			担当教員	梶 久夫		
学年	5年	学期	通年	履修条件	選択	単位数	1
分野	専門	授業形式	講義	科目番号	11T05_30490	単位区別	履修
学習目標	市場原理が導入された電気通信サービスを規制する電気通信事業法制定の基本的な考え方および主要な条文について理解できるようにする。						
進め方	学習項目ごとに電気通信事業法の主要な条文についてポイントを説明する。また、条文と関連する電気通信事業を取り巻く環境の推移についても紹介する。						
学習内容	学習項目（時間数）			学習到達目標			
	1. [電気通信事業法] 第1章 総則 (3) 第2章 電気通信事業 2. 第1節 総則 (2) 3. 第2節 事業の登録 (3)			電気通信事業法制定の経緯を理解できる		D2:1	
	[前期中間試験] なし						
	第3節 業務 4. 基礎的電気通信役務 (3) 5. 指定電気通信役務 (2) 6. 特定電気通信役務 (2)			主要通信役務ごとの規制が理解できる		D2:1	
	前期末試験						
	7. 試験問題の解答・ 電気通信回線設備との接続等 (3) 第4節 電気通信設備 8. 第1款 電気通信事業の用に供する電気通信設備 (3) 9. 第2款 端末設備の接続等 (2)			規制緩和後の通信ネットワーク構築方法が理解できる		D2:1	
	[後期中間試験] なし						
	端末設備の接続等 (2) 第3章 土地の使用等 10. 第1節 事業の認定 (1) 11. 第2節 土地の使用 (1) [関連法規] 12. 有線電気通信法 (1) 13. 有線電気通信設備令 (1) 14. 国際電気通信連合憲章 (1)			公益事業特権が理解できる		D2:1	
	後期末試験						
	15. 試験問題の解答 (1)			電気通信事業における競争促進を意図した法規制の全体像が描ける		D3:1	
評価方法	定期試験 100% の比率で評価する。ただし、必要に応じ提出物（ノート又はレポート）により総合評価する場合があります。						
履修要件	特になし。						
関連科目	通信法Ⅰ（4年）→通信法Ⅱ（5年）						
教材	教科書：電気通信主任技術者協会編「電気通信主任技術者 法規テキスト」日本理工出版会						
備考	工事担任者および電気通信主任技術者の国家試験受験者は本科目を履修しておくことが望ましい。第2級海上特殊無線技師の資格試験受験者は本科目の単位取得が必要である。						